

長島町普通財産の処分に関する要領（鷹巣団地跡地）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、長島町が所有する鷹巣団地跡地に係る普通財産の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

（処分の原則）

第 2 条 普通財産は、本町において現在及び将来にわたって公用又は公共の用に利用する予定がなく、保有、運用する必要性がないと認められる場合は、処分することができる。

2 普通財産の処分を必要とする場合に売買価格の適正な執行を期するため、長島町公有財産等価格評定委員会規程（以下「委員会」という。）に諮らなければならない。

（処分の方法等）

第 3 条 普通財産の処分方法は、一般競争入札によるものとする。

（予定価格等）

第 4 条 普通財産の予定価格及び売却価格は、不動産鑑定評価額、固定資産評価額等を参考とした評定価格とする。ただし、土地等の性質、経済性その他の観点から、必要に応じて、委員会において適正な価格の評定を行うものとする。

2 前項の規定により定めた予定価格及び売却価格は、事前に公表することができる。

3 一般競争入札を行ったにもかかわらず売買契約締結に至らなかった場合で、再度一般競争入札を行う場合の予定価格は、減額することができるものとする。

（処分面積等）

第 5 条 処分する普通財産の面積は、次に掲げるとおり登記面積とする。

所在地	地番	地目	登記簿面積	備考
鷹巣字大畠	2467-1	宅地	2779.90m ²	

（契約条件）

第 6 条 鷹巣団地跡地の譲渡に当たっては、普通財産の譲渡決定を受けた者(以下「契約者」という。)が次に掲げる事項を履行することを売買契約の条件とする。

(1) 契約日から 90 日以内（履行期限）までに現地に存する立木を伐採し、処分場へ搬入の上、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを町に提出すること。

(2) 旧鷹巣団地の住宅 2 戸（1 号棟及び 5 号棟）について、契約日から 90 日以内（履行期限）までに解体工事業の許可を有する者により解体を行うこと。（除却届及び建物取壊し証明書の写しを町に提出すること）

(公告)

第7条 不動産の場所、地目、地積、最低売却価格、申込資格、申込方法、契約の条件、入札日時、代金の納入方法その他必要な事項を公告するものとする。

2 一般競争入札による最低売却価格は、第4条で評価した評定価格とする。

3 一般競争入札により、普通財産の譲渡を受けようとする者は、指定する期間内に入札参加申込書(第1号様式)に次の書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票(法人の場合は登記事項証明書及び定款)

(2) 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書(法人の場合は資格証明書(代表者事項証明書))

(3) 市町村税納税証明書(未納がないことの証明)

(4) 前条記載の契約条件を履行できる証明書(契約書等)

(5) 暴力団排除措置に関する誓約書

(申込資格等)

第8条 普通財産の売払いにおいて、買受けの申込みができる者は、長島町内に住所がある個人又は長島町内に事業所等がある法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、普通財産の売払いについて買受けの申込みをすることができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者

(2) 暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当する者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者

(4) 市町村税を滞納している者

(5) その他町長が不適当と認めた者

(入札参加資格の審査)

第9条 町長は、申込みを受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは、入札参加承認書(第2号様式)を当該申込者(以下「入札参加者」という。)に交付する。

(入札保証金)

第10条 入札参加者は、入札保証金として、見積もる金額の100分の5以上の金額を入札執行前の指定する日までに納入しなければならない。

(入札書等の提出)

第 11 条 入札参加者は、入札書(第 3 号様式)を指定の日時に指定の場所に提出しなければならない。

2 代理人をして入札に参加する者は、委任状(第 4 号様式)を提出しなければならない。

(入札保証金の還付)

第 12 条 入札保証金は、入札終了後これを還付する。ただし、落札者の納付した入札保証金は、契約保証金又は契約金額の一部に充当することができる。

2 還付する入札保証金には、利息を付さないものとする。

(落札者の決定)

第 13 条 町長は、最低売却価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(契約の締結)

第 14 条 普通財産の売買契約の締結は、町長が別に定める町有財産売買契約書によるものとする。

2 契約者は、譲渡を決定した日から 7 日以内に前項による売買契約を締結しなければならない。

(契約保証金)

第 15 条 契約者は、前条の契約を締結するときは、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を町が発行する請求書又は納入通知書により納入しなければならない。

2 前項において、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

3 契約保証金は、契約金額に充当することができる。

(議会の議決を要する契約の措置)

第 16 条 議決処分条例第 3 条に該当する契約を締結しようとするときは、議会の議決のあったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成し、議会の議決後本契約書を作成するものとする。この場合において、当該仮契約書に、議会の議決のあったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、本契約の作成を省略することができるものとする。

(売払代金の支払い等)

第 17 条 普通財産を買受け、売買契約を締結した者(以下「買受人」という。)は、契約締結の日から履行確認検査前に、町が発行する請求書又は納入通知書により契約金額を納入

しなければならない。

2 第 16 条第 3 項の規定により契約保証金を契約金額に充当したときは、契約金額から契約保証金を控除した金額を納入するものとする。

(契約の解除)

第 18 条 買受人が第 6 条各号に掲げる事項を履行しないときは、町は、相当の期間を定めて催告した上で、売買契約を解除することができる。

2 前項の規定により売買契約を解除した場合において、買受人が納付した契約金は、違約金として町に帰属するものとし、町はこれを返還しないものとする。

(履行確認検査)

第 19 条 買受人は、第 6 条各号に掲げる契約条件の事項を履行したときは、速やかにその旨を町に報告し、町が必要と認める書類その他の資料を提出しなければならない。

2 町は、前項の報告を受けたときは、提出書類の確認及び必要に応じた現地確認検査により、第 1 項各号に掲げる事項の履行状況を確認するものとする。

(所有権移転登記等)

第 20 条 売払物件の所有権は、買受人が契約金額を全額納入し、かつ、前条の履行確認検査を完了したときに移転するものとし、同時に売払物件の引渡しがあったものとする。

2 普通財産の所有権移転登記は、町が行うものとする。ただし、登記に要する登録免許税その他の費用については、すべて買受人が負担するものとする。

その他 参考資料

○長島町契約規則

第 11 条第 5 項

契約担当者は、普通財産（不動産に限る。）の売払いに係る契約を一般競争入札に付する場合においては、別に定めるところにより、当該一般競争入札の執行前に当該契約に係る予定価格を公表することができる。

○長島町公有財産管理規則

第 35 条

公有財産管理者は、普通財産を譲渡し、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して、町長の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる。

○地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○長島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。